

事 務 連 絡  
令和 8 年 3 月 3 1 日

各事業者 様

川越市長 森田 初恵  
( 公 印 省 略 )

令和 8 年度 福祉・介護職員等処遇改善加算等の算定に係る処遇改善計画書の提出について（通知）

平素より、本市障害者福祉行政につきまして御協力いただきありがとうございます。

さて、福祉・介護職員等処遇改善加算等を算定するためには、毎年度計画書等の提出が必要になります。（参考：「福祉・介護職員等処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和 8 年度分）」）

つきましては、加算の算定を希望する場合は、下記のとおり必要書類の御提出をお願いいたします。

#### 記

##### 1. 提出書類

福祉・介護職員等処遇改善加算等 処遇改善計画書（令和 8 年度）

##### 2. 提出期限

令和 8 年 4 年 1 5 日（水）※期限厳守

##### 3. 提出方法

川越市ホームページから、Logo フォームでご提出ください。

【川越市ホームページ】

【事業者向け】障害福祉サービス等処遇改善

<https://www.city.kawagoe.saitama.jp/kenko/fukushi/1006736/1006825/1006835.html>

#### 4. その他

- 本加算は通常算定の前々月末日までに届出を行う必要があります。期限以降に申請された場合は、4月からの算定ができない場合がありますのでご注意ください。
- 本通知送付後に国等から追加の資料送付があった場合は、市ホームページに掲載しますが、各事業所におきましても厚生労働省のホームページよりご確認くださいなど対応をお願い致します。
- 体制届に関するお問い合わせは下記メールアドレスにてお願いします。(事業所名、サービス名、担当者名、電話番号、質問内容を記載ください。)

担当：川越市福祉部障害者福祉課障害給付担当

TEL：049-224-6312

FAX：049-225-3033

E-mail：shogaisha★city.kawagoe.lg.jp

[市ホームページはこちら](#)

